

住民監査請求監査結果

1 請求の受理

令和7年7月25日付けで請求人から地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求（高監委第189号。以下「本件請求」という。）は、形式上の要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

2 請求の要旨及び理由

監査に当たり、請求書記載事項及び事実証明並びに請求人の陳述から請求の要旨及び理由を次のように解した。

(1) 請求の要旨

高槻市（以下「市」という。）は、令和6年9月に高槻市市税条例（以下「市税条例」という。）の一部を改正して、「公益社団法人日本将棋連盟（以下「日本将棋連盟」という。）が所有し、直接その本来の事業の用に供する固定資産に対しては、固定資産税及び都市計画税を課さない。」とし、令和7年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用して、令和7年1月1日付け及び同月31日付けの日本将棋連盟の課税免除申告に基づき、令和7年1月1日を賦課期日とする固定資産税及び都市計画税を免除した。

しかし、地方税法の定めや国の通知等からすれば、日本将棋連盟所有の不動産・償却資産については、固定資産税及び都市計画税を課税免除できないし、条例は法律の範囲内でしか制定できないので、市が上記課税免除を行ったことは違法である。市は日本将棋連盟に対し上記各税の賦課徴収を違法に怠っており、その課税免除の税額分について市に損害が発生している。また、今後も、上記課税免除により、市が損害を被ることは明らかである。

よって、上記損害や未賦課・未徴収の税について、税相当額等の詳細を明らかにした上で、日本将棋連盟、関係団体、関係人、関係職員、決裁権者、専決権者、高槻市長（以下「市長」という。）その他の責任者に対し、徴収、損害賠償請求又は不当利得返還請求すること、並びに今後の課税免除の差止めを勧告することを求める。

また、上記の税の賦課・徴収、損害賠償請求権又は返還請求権の行使を怠る事実が違法不当であることの確認を求める。

(2) 請求の理由

日本将棋連盟は、盤と駒を使用する遊び・ボードゲームである将棋を見世物とし、竜王戦等のタイトル戦のスポンサー企業から支払われた契約金を原資として、対局の勝敗・順位に基づき、プロ棋士らに対し、多額の対局料や賞金を支払っている。日本将棋連盟は、将棋の興行という営利事業を行ってきた団体であり、医療や福祉、大学・大学院に直接結びつくような学術的な教育を行っているわけではない。

市長は、平成30年6月頃、関西将棋会館の誘致を思い付き、市職員に移転に向けた調査を進めるよう指示し、その後、誘致を進めた。

市は、令和元年8月に、日本将棋連盟に対し、関西将棋会館の市への移転を提案したが、その際、「こんなメリットがあります」として、「土地・建物の固定資産税・都市計画税を免除」等と記載した提案資料を提示し、日本将棋連盟が市に関西将棋会館を移転させた場合には、固定資産税及び都市計画税を免除することを約束した。

なお、市は、課税免除のほか、日本将棋連盟に対し、JR高槻駅徒歩0分の利便性の高い公有地を関西将棋会館の移転先として融通し、建設補助金として5億1,793万4,031円を交付した。

令和6年9月第4回市議会定例会で可決・制定された高槻市将棋のまち推進条例（以下「将棋のまち推進条例」という。）の附則において、市税条例の一部が改正され、令和7年度以降は日本将棋連盟が所有し、直接その本来の事業の用に供する固定資産に対しては固定資産税及び都市計画税を課さないこととするとされたが、その改正以前に、以下のとおり、市議会において、固定資産税等の免除の違法性を指摘されていた。

令和4年12月20日の本会議では、「将棋は、基本的には娯楽で、関西将棋会館は、市民にとって必要不可欠なものではない。市は、関西将棋会館を誘致するために・・・固定資産税等の免除を約束してきたが・・・公益性のない過度な便宜供与、利益供与」、「関西将棋会館に関する経済効果、経済波及効果について、市は算出していない」、「栃木市はサッカースタジアムに一定の経済

効果があるとして、固定資産税の免除等を行おうとしたが、住民訴訟が提起され、裁判所から固定資産税の免除等は違法だと認定された。・・・裁判所は・・・固定資産税の免除は、強い公益性があるとは到底認められないと結論づけた」等と指摘されていた。

令和５年９月８日の本会議では、「市は関西将棋会館の誘致に際し、日本将棋連盟に対して土地・建物の固定資産税と都市計画税を免除すると提案したが、栃木市のサッカースタジアムの裁判例と同様の事例で、免除は違法」、「旧ＪＲ高槻西滞留所の一部の土地の売却額に不動産鑑定費用や測量委託費用を含めなかったことについて、同様の事例や合理的な理由がないのであれば、不当な優遇に当たる疑いがある」等と指摘されていた。

令和６年９月５日の本会議では、「将棋文化とは何かとの質問に対し、市はまともに答えられない・・・市議会の議決を経て定めようとする条例案中、説明できない文言がある」、「地方税法上の固定資産税の非課税や免除の要件となる公益性については広く社会一般の利益となるものなので、将棋という娯楽、ボードゲームに関する団体の不動産については認められない」、「竜王戦等のタイトル戦では、スポンサーの企業からの契約金を原資に、対局の勝敗に基づきプロ棋士に対局料や賞金が支払われ、その対局はショーのようになっているから、これを将棋の普及啓発とうたってはいるが、実質的には営利事業」、「３月１５日の総務消防委員会で、地方税法第３４８条で限定列举されている固定資産税の非課税の範囲に、関西将棋会館の土地・建物は該当しない。・・・地方税法で公益性や固定資産税について定められている以上、市が独自に、条例で地方税法の範囲を超える定めをするのは、憲法第９４条や自治法第１４条第１項に反する」、「固定資産税と都市計画税の免除は違憲・違法だ」等と指摘されていた。

日本将棋連盟は、市に対し、令和７年１月１日付け「固定資産税・都市計画税課税免除申告書」及び同月３１日付け「固定資産税(債却資産)課税免除申告書」を提出し、市は、これらを受けて、日本将棋連盟に対し、同年５月１日付け「固定資産税・都市計画税の課税免除について(通知)」を通知し、日本将棋連盟が所有する土地（地番：高槻市芥川町二丁目３８７－２、雑種地、７６０．００㎡）、家屋（地番：高槻市芥川町二丁目３８７－２、会館、１，９４０．４

9㎡)及び償却資産(公文書が黒塗りのため内容不明)に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除を行った。なお、土地・家屋・償却資産の税相当額は、公文書の該当箇所が黒塗りのため不明である。

市は、日本将棋連盟の固定資産に関する固定資産税及び都市計画税の課税免除について定めた市税条例附則第40条の2は、地方税法第6条に基づくものとしている(令和6年9月5日市議会本会議答弁)が、国は、地方公共団体に対し、地方税法第6条の濫用を禁じており、また、地方税法第6条の「公益上その他の事由」は、他の法律の援用、あるいは、看護師、重要文化財、学校の類に関するものに限られるから、将棋の興行という営利事業を行っている日本将棋連盟の固定資産は、「公益上その他の事由」に該当しない。憲法第94条等で、地方公共団体は、法律の範囲内でしか条例を制定できないので、市税条例附則第40条の2は違憲違法である。

日本将棋連盟は公益社団法人であるが、地方税法第348条第2項の定めからすれば、公益社団法人の固定資産については、①幼稚園、②図書館、③博物館、④医療関係者の養成所、⑤学術の研究のための固定資産、⑥修学の援助のための寄宿舍の6類型以外は、非課税とならないから、公益社団法人について、この6類型以外の課税免除を定める市税条例附則第40条の2は、違憲違法である。上記附則第40条の2は違憲違法であるから、これに基づく課税免除は違法である。

栃木市は、栃木シティFCのサッカー専用スタジアム等について、公益性を理由に固定資産税を免除したが、宇都宮地方裁判所は、固定資産税の減免を相当とする程度の強い公益性は到底認められないとして、固定資産税を免除できないと判断した。また、東京高裁も宇都宮地裁の判決を支持し、栃木市が上告を断念したため、栃木市は敗訴した。将棋は、サッカー同様に、固定資産税等を免除できるほどの公益性はない。栃木市は地方税法第367条に基づく免除、市は地方税法第6条に基づく課税免除であり、事例が異なるというかもしれないが、公益性については同じ基準・考え方で判断されるべきであり、地方税法第6条に基づいたものでも、課税免除を相当とする程度の強い公益性は到底認められない。

このように、栃木市のサッカースタジアムの裁判例からしても、日本将棋連

盟の固定資産は、地方税法第6条による課税免除を相当とする程度の強い公益性は到底認められず、本件の課税免除は違法である。

市は、大阪府に対し、関西将棋会館の不動産取得税を減免できないか打診したが、大阪府は減免できる場合には当たらない、つまり税金を減免できるほどの公益性はないと判断して、令和6年度は土地に課税し、令和7年度は建物に課税する予定だと回答した。大阪府は、関西将棋会館に関して、不動産取得税を減免できるほどの公益性はないと判断した。

関西将棋会館の誘致は、市長の発案により、市長自身が率先して進めてきたもので、誘致を実現するために、固定資産税及び都市計画税の免除等を日本将棋連盟に対し約束したのであり、市議会で度々違法性を指摘されてきたのであるから、市長はその違法性を認識していたにもかかわらず、市税条例を改正し、日本将棋連盟に対し課税免除を行ったのであるから、市長はその責任を免れ得ない。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

本件請求については、市が日本将棋連盟所有の不動産・償却資産に対し、固定資産税及び都市計画税の課税免除を行ったこと（以下「本件課税免除」という。）が違法であるか否かを監査対象事項とした。

(2) 監査対象部課

総務部資産税課、総務部税制課及び街にぎわい部将棋のまち推進課

(3) 請求人の意見陳述

令和7年8月18日に、自治法第242条第7項の規定に基づき請求人に陳述の機会を与えた。陳述の概要は、次のとおりである。

戦国時代の芥川城の基石と、江戸時代後期の高槻城の将棋駒を比較すると、250年も基石のほうが古いので、市は、囲碁のほうが、古くから関わりがあり、歴史があるといえる。しかも、基石は、織田信長に先駆けた天下人である三好長慶の居城・芥川城跡で発掘された。天下人の城である芥川城と、一藩主の城の高槻城とでは、城としての格は、芥川城のほうが高い。市は将棋のまちだと、最近、宣伝し始めたが、どちらかというと、囲碁のまちと呼ぶほうが、

相応しい。

市のホームページで、「碁石」という単語を検索しても、1件も出てこない。歴史館では、「芥川城と三好一族」というタイトルで常設展示がされているが、碁石は展示されていない。歴史には関係ないプロ棋士の色紙は展示されているのに、将棋の駒より古い囲碁の碁石を展示しないというのは、あまりにも不自然である。碁石を、市のホームページに載せず、歴史館に展示もしないのは、将棋振興の邪魔で、将棋の駒より250年も古い碁石の存在は、不都合な真実だと、戦国時代の碁石の存在を高槻市民に知られないように、意図的に消し去っていると疑わざるを得ない。天下人の城・芥川城跡で、碁石が発掘されたという歴史の真実を、全く公表せずに、江戸時代後期の将棋の駒を根拠に、将棋のまち推進条例を制定するというのは、文化財を預かる行政として、やってはいけないことではないか。そのような背景において、制定された将棋のまち推進条例は、不当である。

固定資産税の免除は、栃木市のサッカースタジアムの裁判例で示されているとおり、「強い公益性」が必要で、将棋というボードゲームの団体の建物に、そのような公益性はないし、何百人もの雇用を生み出すような、経済効果もない。

むしろ、戦国時代の碁石の存在を隠蔽するようなやり方は、市民の文化財を知る権利や、文化財の観覧の点からは、公益性を損なっているといえるので、こうした背景で制定された将棋のまち推進条例による関西将棋会館の固定資産税の課税免除については、認められない。

(4) 関係職員の意見陳述

令和7年8月18日に、総務部税務調整官兼税制課長、資産税課長、同課副主幹及び税制課課長代理が陳述を行った。その際、自治法第242条第8項の規定に基づき請求人の立会いを認めた。

ア 関係職員の陳述の概要は、次のとおりである。

請求人は、文献を引用しつつ、地方税法第6条の公益上その他の事由とは、他の法律の援用、あるいは看護師、重要文化財、学校の類に関するものに限られるべきであり、日本将棋連盟の固定資産は、上記のいずれにも該当しないと主張しているが、同文献内において、請求人が主張するような対象に限

定されるといった記述は見受けられない。

また、同文献において引用されている、地方税法逐条解説においても、公益上その他の事由の具体的事例についての判定は、困難な問題であるとした上で、他の法律により本条を援用している例として、国際観光ホテル整備法等の例を、また、総務省の通達及び行政実例により第6条の適用があるとされたものとして、3つに分類をした上で、各分類に該当する事例の紹介をしているにとどまり、請求人が主張するような対象に限定されるといった記載はない。

加えて、請求人は、公益社団法人である日本将棋連盟の固定資産は、地方税法第348条第2項各号で、公益社団法人の固定資産のうち、非課税とされている6類型のいずれにも該当しないことから、市が条例にいかなる規定を設けたとしても、非課税、課税免除することはできないと主張している。

しかし、そもそも非課税と課税免除は根拠条文を異にする別個の制度であり、非課税とされる公益社団法人の固定資産が6類型に限定されていることをもって、本件課税免除が否定されるものではなく、請求人のいずれの主張も理由がない。

本市は、日本将棋連盟との包括連携協定の締結以降、同連盟と連携して、将棋振興に関する取組に努めてきた。

また、公益社団法人である日本将棋連盟が関西将棋会館を拠点として行う様々な事業や活動は、将棋を通じた文化振興、心豊かな地域社会の形成に資するとともに、まちのにぎわい創出や交流人口の増加といった効果も期待される。

そのため、関西将棋会館は将棋のまち高槻として魅力とにぎわいに溢れるまちを実現し、将来にわたり持続的に発展していくことを目指した本市の施策を、日本将棋連盟と連携して、一層推進するための拠点施設となることから、公益上その他の事由により課税を不相当とする事由が認められ、課税免除の適用が妥当である。

本件課税免除は、地方税法第6条及び市税条例附則第40条の2に基づいたものであり、違法性又は不当性はない。

イ 関係職員の陳述に対する請求人の反論の概要は、次のとおりである。

市は、囲碁を推進すべきである。囲碁の碁石の存在を、市のホームページでも歴史館でも、公表していないところからすると、隠蔽していると疑わざるを得ない。そういう文化財に関しての行政のあり方は問題であり、そのようにして将棋のまち推進条例を制定したというのも問題であり、碁石の存在という考古学的な事実の非公表という点からすると、市民の文化財を知る権利を考えれば、公益性を損なっている。

本件請求で問題になっているのは、固定資産税を課税免除できるほどの強い公益性があるのかどうかで、将棋は文化とされているが、実力主義のゲームで、公益性はない。

日本将棋連盟は、東京にも本部があるし、北海道にもある。以前は大阪市福島区にあったが、それらの自治体は、固定資産税を免除していない。もし公益性があるなら、それらの自治体でも固定資産税の課税免除なり、減免なりがされてきたのではないか。事例がないということは、各自治体によって課税免除もできるものではないという判断がされてきたと思われる。

(5) 関係職員の事情聴取等

令和7年8月25日に、総務部税務調整官兼税制課長、資産税課長、同課課長代理、同課副主幹、同課主査、税制課課長代理、街にぎわい部将棋のまち推進課長及び同課課長代理に対して事情聴取を行った。また、請求書及び証拠書類について調査し、関係職員に対し質疑を行った。

4 監査の結果

(1) 事実の確認

ア 法令関係

地方税法総則逐条解説（地方税務研究会編）、固定資産税逐条解説（固定資産税務研究会編）（いずれも一般財団法人地方財務協会発行）等によると、地方税法における固定資産税等に係る税の負担軽減措置については、以下のとおりである。

(ア) 課税免除の概要

課税免除とは、地方税法第6条第1項において、「地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないこ

とができる。」と規定されているものである。

課税免除は、個々の地方団体が公益上その他の事由があるときはその独自の判断により、一定の範囲のものに対し課税しないことができることを認めているものである。すなわち、地方団体は、その地域社会における社会経済生活の特殊事情を考慮して、その自主性に基づいて、課税免除をすることが認められている。

「公益上の事由」とは、課税対象に対し課税しないことが直接公益（広く社会一般の利益）を増進し、又は課税することが直接公益を阻害する場合をいい、また、「その他の事由」とは、公益に準ずる事由をいうものと解される。すなわち、課税免除は、一般的には、広く住民一般の利益を増進すると認められる場合に限って行われるべきであり、具体的事例についての判定は、困難な問題である。具体的事例は、他の法律により本条を援用しているものや総務省の通達及び行政実例により本条の適用があるとされたものとして、産業政策的目的に基づくもの、社会政策的目的に基づくもの、負担の均衡を考慮したものが挙げられる。

(イ) 非課税の概要

非課税とは、地方税法第348条において、国や地方公共団体等に対して課税しないこととする人的非課税のほか、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、その他公共的団体等が所有する固定資産又は所有者がこれらの団体に無償で使用させている固定資産で、特定の用途に供している場合に固定資産税を課さないこととする用途非課税をいい、課税対象の公共性等の各種政策目的、税制上の理由から、全国画一的に一定の範囲のものに対して課税をしないこととしているものであって、その限りにおいて、地方団体の課税権を制限しているものである。

(ウ) 減免の概要

減免とは、地方税法第367条において、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と規定されているものである。これは、納税義務者の担

税力の減少その他納税義務者個人の事情に着目して、一旦発生した納税義務を減免するものである。この点で、課税対象の公共性等の各種政策目的や税負担の均衡等に着目して、画一的に一定の範囲のものに対し課税しないものとする非課税、課税免除及び不均一課税とは異なっている。

イ 日本将棋連盟について

(ア) 日本将棋連盟

日本将棋連盟は、公益社団法人であり、定款において、その目的を、将棋の普及啓発と技術向上を図り、我が国の文化の向上、伝承に資するとともに、将棋を通じて諸外国との交流親善を図り、もって伝統文化の向上発展に寄与することと規定している。

(イ) 関西将棋会館

日本将棋連盟が所有する関西将棋会館は、全国から棋士が集う西日本唯一の拠点施設である。

(ウ) 日本将棋連盟と市の関わりについて

平成30年9月19日、市は、全国の自治体として初めて、将棋文化の普及啓発や青少年の健全育成等に関する包括連携協定を日本将棋連盟と締結し、緊密な相互連携の下、様々な形で将棋の普及・啓発を図っている。

ウ 関西将棋会館の市への誘致について

(ア) 経過

市は、将棋のさらなる振興とまちのにぎわいにつなげるための取組として関西将棋会館の誘致について検討し、移転先として適切な候補地がないか調査を行っている。市への移転を日本将棋連盟が決定した場合の支援策について税免除の内容を含めた検討と庁内の調整を図っている。

(イ) 日本将棋連盟への提案

令和元年8月に、市は、日本将棋連盟へ誘致の提案を行い、棋士への理解を求めるため、令和2年9月に関西本部へ、同年11月に東京本部へ関係職員が赴き、説明を行っている。令和3年2月22日に行われた日本将棋連盟の棋士総会において、関西将棋会館の市への移転が意思決定されている。

エ 関西将棋会館の市への移転について

(7) 移転候補地について

令和3年4月20日に市のアセットマネジメント推進本部会議において、関西将棋会館の移転候補地をJR高槻西滞留所とすることを決定している。移転候補地とした理由は、「①JR高槻駅直近であること。②日本将棋連盟の希望する、現状と同等若しくはそれ以上の規模で建設が可能であること。③多くの来訪者が見込まれるため、駅から候補地までの導線で交通安全上問題がないこと」という3つの観点から選定されている。

(イ) 経過

市は、日本将棋連盟と令和3年4月28日に「関西将棋会館の移転に係る覚書」を締結し、同年6月25日に関西将棋会館の建設支援に充てるための基金条例を制定するとともに、同年7月27日に移転に係る「合意書」を締結している。関西将棋会館は、令和6年12月3日に正式に移転オープンを迎えている。

(ウ) 移転に伴う支援について

市は、ふるさと納税制度を活用した寄附金募集の協力などを実施し、全国から集めた寄附金を原資に5億1,793万4,031円の建設補助金を日本将棋連盟に対し交付している。

(エ) 移転の効果について

将棋のまち推進課によると、「西の将棋の聖地である関西将棋会館を拠点として、公益社団法人である日本将棋連盟が行う様々な事業や活動は、将棋を通じた文化振興、心豊かな地域社会の形成に資するとともに、まちなのにぎわい創出や交流人口の増加といった効果が期待される。移転から1年足らずだが、市内では将棋に関する民間主導の取組が増加しているほか、勝負めし提供店舗からは、市民や将棋ファンによる来店が増えたという声があるなど、地域の活性化に大きく寄与している。さらには、全国からの来訪者やプロ棋士が勝負めしを提供する飲食店や将棋ポストなどの将棋のまち高槻の取組をSNSへ投稿されているほか、重要な対局や会見等があるたびに『大阪・高槻市』の文字が全国ニュースとして流れることから、来訪者の増加や市の知名度向上に大きな効果があった。」とのことである。

オ 将棋のまち推進条例について

(ア) 条例制定の目的等

将棋のまち推進条例は、前文において、日本将棋連盟が設置する関西将棋会館が本市に移転することとなり、西の将棋の聖地として一層の将棋文化の振興と発展に寄与するとともに、将棋を通じて多様な人々が交流を持ち、これまで以上に心豊かで活気に満ちあふれるまちを創造し、発展させていく絶好の機会である。ここに、本市は世界に誇るべき日本文化である将棋の振興に関する取組を積極的に推し進め、「将棋のまち高槻」として魅力とにぎわいにあふれるまちを実現し、将来にわたり持続的に発展していくことを目指して、この条例を制定する、としている。

また、第1条は、将棋が我が国古来の伝統的な文化であること及び本市に深いゆかりがあることに鑑み、将棋のまちの推進に関する基本理念、市の責務等を定めることにより、将棋を通じた文化振興及び心豊かな地域社会の形成に資することを目的とする、と規定している。

(イ) 市税条例附則第40条の2について

将棋のまち推進条例の附則において、市税条例附則第40条の2を加える改正が行われ、将棋のまち推進条例第2条第4号に規定する日本将棋連盟が所有し、直接その本来の事業の用に供する固定資産に対しては、固定資産税及び都市計画税を課さない、と規定している。

(ウ) 条例制定の経過

令和6年8月7日付け高総法第2183号「議案『高槻市将棋のまち推進条例の制定について』の提出について」により、条例制定に係る市の意思決定がなされている。そして、令和6年9月3日の令和6年第4回市議会定例会において、市長から将棋のまち推進条例の制定について市議会に提案され、同日、街にぎわい部長から、提案理由の説明がなされている。令和6年9月18日、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決されている。

カ 関西将棋会館の固定資産税及び都市計画税に係る課税免除について

(ア) 課税免除の対象

上記4(1)オ(イ)のとおり、日本将棋連盟が所有し、直接その本来の事業の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税である。

(イ) 課税免除の手続

日本将棋連盟は、令和7年1月1日及び同月31日付けで、市に対し課税免除に係る申告書を提出した。市は申告物件について、現地を確認した結果、申告理由のとおり、日本将棋連盟が所有し、直接その本来の事業の用に供する固定資産であることを確認し、地方税法第6条第1項及び市税条例附則第40条の2に基づき、土地及び家屋は、令和7年2月26日付けで、償却資産は、同月13日付けで課税免除の認定を行っている。また、令和7年5月1日付けで日本将棋連盟に対し、これらの認定に係る決定通知を送付している。

(ウ) 課税免除額

地方税法第22条の守秘義務の規定に抵触するおそれがあることから、確認することができなかった。

(2) 判断

請求の要旨及び理由、請求人から提出された証拠書類、請求人の陳述、関係職員の陳述及び事情聴取並びに関係書類から判断した結果は、次のとおりである。

ア 請求人による地方税法第6条第1項の解釈について

上記2(2)のとおり、請求人は、地方税法第6条の「公益上その他の事由」とは、他の法律の援用、あるいは看護師、重要文化財、学校の類に限られるのであるから、日本将棋連盟の固定資産については、「公益上その他の事由」に該当しないと主張する。

しかし、上記4(1)ア(ア)のとおり、地方税法第6条第1項は、課税を不相当とする場合、地方公共団体の独自の判断により条例を定めて課税しないことができる」と規定しており、上記具体的事例は例示列举であって、それに該当しないことをもって「公益上その他の事由」に該当しないとはいえない。

また、請求人は、地方税法第348条第2項の定めからすれば、公益社団法人の固定資産については、①幼稚園、②図書館、③博物館、④医療関係者の養成所、⑤学術の研究のための固定資産、⑥修学の援助のための寄宿舎の6類型以外の課税免除を定める市税条例附則第40条の2は、違憲違法であるから、これに基づく課税免除は違法であると主張し、加えて、減免に関する栃木市のサッカースタジアムの裁判例を引用し、課税免除における公益性

については同じ基準・考え方で判断されるべきだと主張する。

しかし、上記４（１）ア（イ）及び（ウ）のとおり、そもそも地方税法第３４８条第２項に規定する非課税、同法第３６７条に規定する減免については、同法第６条第１項に規定する課税免除と根拠条文を異にする別個の制度であることから、その判断基準は異なるため、これらを混同して解釈した請求人の主張は失当であり、採用することはできない。

イ 課税免除について

（ア） 課税免除の必要性

上記４（１）ア（ア）のとおり、公益上の事由とは、当該課税対象に対し課税免除することが直接公益を増進し、又は課税免除しないことが直接公益を阻害する場合をいうものと解される。そして、直接公益を増進し又は直接公益を阻害するか否かは、当該課税免除の目的及び趣旨、経過、効果等を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。

（イ） 課税免除の目的及び趣旨

将棋は、我が国において、広く国民に親しまれており、棋士と呼ばれるプロの世界が成立し、棋士の名勝負が語り継がれるなど、長年にわたって日本が誇る文化として国民に認知されている。

市は、平成３０年９月、将棋の普及啓発や将棋を通じた青少年の健全育成等に関する包括連携協定を日本将棋連盟と締結し、文化振興だけでなく、将棋を通じた地域の活性化を図り、市の新たな魅力を発信してきた。

このように、市は、市にゆかりのある将棋について、市を特徴付ける文化の一つとして、その振興に努めてきており、その施策の具体化の一つとして関西将棋会館の誘致に取り組んできた。

地方公共団体が経済的支援をして企業等を誘致する手法が多く、地方公共団体において採用されているところ、市は、市の施策実現において日本将棋連盟との継続的な連携と協力が必要不可欠であることから、関西将棋会館の誘致に当たって、移転のメリットとして税の負担軽減策を日本将棋連盟に対して提示したことには、合理性があるものと解される。

また、日本将棋連盟は公益法人であるだけでなく、関西将棋会館は市と日本将棋連盟が連携して施策を推進するための拠点施設であり、市は、関

西将棋会館が存在する唯一無二の自治体として、将来にわたって日本将棋連盟とともに将棋振興に取り組む責務を果たすため、その方向性を位置付ける将棋のまち推進条例を制定している。

(ウ) 課税免除決定までの経過

上記 4 (1) オ(ウ) のとおり、市による条例制定の意思決定の後、市議会による議論を経て、市税条例附則第 40 条の 2 の改正を含む将棋のまち推進条例の制定が行われており、これらの経過について、不合理な点はない。加えて、4 (1) カ(イ) のとおり課税免除の認定を行っているが、市税条例に則った適正な手続である。

(エ) 課税免除の効果等

上記 4 (1) エ(エ) のとおり、市においては、関西将棋会館の誘致、移転に伴う効果が認められる。

また、市が日本将棋連盟と包括連携協定を締結して以降、高槻産の木材を利用した将棋駒を全ての小学 1 年生に配布し、配布に合わせてプロ棋士による出前授業を実施するほか、クラブ活動等へプロ棋士を派遣するなど、教育委員会と連携した様々な取組を行い、小中学生が将棋を学ぶ機会の確保や将棋文化を育む環境整備が行われていること、市内事業者による将棋に関する自発的な取組が生まれ、地域経済の活性化が図られていることなどから、市民・事業者・行政が三位一体となって、将棋のまち高槻を盛り上げようとするまちぐるみの取組が行われている。

そして、関西将棋会館の建設に伴う関西将棋会館建設支援基金についてみると、多くの支援により全国から約 5 億円の寄附金が集まったということ、市民はもちろん全国に将棋のまち高槻の取組が認知されていることの証左である。

市は、日本将棋連盟との包括連携協定を契機として、日本将棋連盟との相互協力と協働による活動を推進し、市民サービスの向上と将棋を通じた文化振興に関する取組を推進してきた。関西将棋会館の誘致、移転が、これらの取組を加速させ、市の発展に寄与してきたことは明らかであるし、関西将棋会館の誘致、移転がなければなし得なかった効果ともいえるので、本件課税免除に至るこれらの経過は、課税免除の効果ともいえる。

(オ) 小括

以上の諸事情に照らせば、本件課税免除は、形式的には、日本将棋連盟に対する税の負担軽減措置ではあるものの、市が、市にとって唯一無二の施設である関西将棋会館を生かしたまちづくりを行う上で、市の政策目的のために市税条例附則第40条の2に基づく課税免除を認定したことには、合理性があるといえるし、上記4(2)イ(エ)のとおり、関西将棋会館の移転に伴い市にもたらされる影響を考慮すると、本件課税免除は公益の増進に資するものといえることができる。

なお、請求人は、上記3(3)及び(4)イのとおり、囲碁について言及しているが、市がどのような施策を推進するかは、市長の裁量によって判断すべきものであり、これについては住民監査請求で取り扱うべき内容ではない。

ウ 総括

これらのことから、本件課税免除は、地方税法第6条第1項及び市税条例附則第40条の2に反するとはいえず、違法又は不当であるとはいえない。

なお、請求人は、今後の課税免除の差止めを求めているが、差止めの対象となる財務会計行為がないため、当該措置を求めることはできない。

(3) 結論

以上のことから、請求人の主張に理由はなく、請求人が求める措置の必要は認められない。